

管 理 方 式	測 定 個 所	標 準 図	摘 要
結果一覧表によるもの	点検表によるもの	3. (1) TM、TM・TC装置に準ずる。	
様式1-4	電源の投入・遮断を行う。		
	1. (1) データ処理装置に准ずる。		
様式1-4	電源の投入・遮断を行う。		
様式1-4	機能組合せ試験IIIにより実施する。		
様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。		
	1. (1) データ処理装置に准ずる。 なお、(1)絶縁抵抗試験は除く。		
様式1-4	次の諸元について製造者の試験成績書により確認する。 ①送信出力 ②周波数許容偏差 ③最大周波数偏差 ④スブリニアス発射強度 ⑤歪率 ⑥信号対雑音比 ⑦変調周波数特性 ⑧標準入力レベル		

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準
4. 雨水テレメータ・放流水警報設備(河川管用)	A. 1. 電気的特性試験			3. (1) TM、TM、TC装置に準ずる。
	2. 単体試験			
(1) 雨水テレメータ装置	B. (1) 電源投入 ・遮断			短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。
(2) 放流水警報装置	A. 1. 電気的特性試験			1. (1) データ処理装置に準ずる。
	2. 単体試験			
	B. (1) 電源投入 ・遮断			短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。
	A. (2) 機能試験			放流水警報装置の点呼出し、警報動作作の確認及び 放流水警報装置の動作状況を表示及び印字によ り確認する。 承認図書に示された機能を満足する動作が行 えること。
(3) サイレン装置	B.			製造者の規格値の範囲内であること。
(4) 扯声装置	B.			製造者の規格値の範囲内であること。
(5) 集音マイク	B.			製造者の規格値の範囲内であること。
(6) 回転灯	B.			製造者の規格値の範囲内であること。
5. 無線設備	A. 1. 電気的特性試験			1. (1) データ処理装置に準ずる。
(1) 無線装置	2. 単体試験			
	B. (1) 送信機			①送信出力 $\oplus 20\%$ ~ $\ominus 50\%$ ②周波数許容偏差
		70MHz		70MHz
		1W以下		1W以下 20×10^{-6} 以内
		1W超過		1W超過 10×10^{-6} 以内
		400MHz		
		1W以下		4 $\times 10^{-6}$ 以内
		1W超過		3 $\times 10^{-6}$ 以内
		③最大周波数偏差		
		70MHz		$\oplus 5\text{kHz}$ 以内
		400MHz		$\oplus 2.5\text{kHz}$ 以内
		④スプリアス発射強度		
		70MHz		1mW以下かつノイズ比 60dB以下

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管制御システム(製作)	B (2) 受信機	製造者の規格値の範囲内であること。	400MHz 1W以下 25W以下 ⑤歪率 ⑥信号対雑音比 ⑦変調周波数特性 ⑧標準入力レベル	25μW (-16dBm) 以下 2.5μW (-26dBm) 以下	様式1-4	次の諸元について製造者の試験成績書により確認する。 ①局部発振周波数許容偏差 ②受信感度 ③相互変調特性 ④信号対雑音比 ⑤低周波出力 ⑥受信周波数特性 ⑦スケルチ感度 ⑧スプリアス強度	
(2) 移動無線装置	A 1. 雷気的特性試験	5. (1) 無線装置に准ずる。	2. 単体試験		5. (1) 無線装置に准ずる。	5. (1) 無線装置に準ずる。	
	B (1) 電源投入・遮断	電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行なう。	
	B (2) 送信部	①送信出力 ②周波数許容偏差 60MHz 1W以下 20×10 ⁻⁶ 以内 1W超過 10×10 ⁻⁶ 以内 150MHz 1W以下 15×10 ⁻⁶ 以内 1W超過 10×10 ⁻⁶ 以内 ③最大周波数偏差 ④スプリアス発射強度 ⑤歪率 ⑥信号対雑音比 ⑦変調周波数特性 ⑧標準入力レベル	電源ランプが動作しないこと。 管理基準値の範囲内であること。	様式1-4	次の諸元について製造者の試験成績書により確認する。 ①送信出力 ②周波数許容偏差 ③最大周波数偏差 ④スプリアス発射強度 ⑤歪率 ⑥信号対雑音比 ⑦変調周波数特性		
	B (3) 受信部	製造者の規格値の範囲内であること。			様式1-4	次の諸元について製造者の試験成績書により確認する。 ①局部発振周波数許容偏差 ②受信感度 ③相互変調特性 ④信号対雑音比 ⑤受信周波数特性 ⑥スプリアス強度	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
(3) 無線中継装置	A	1. 電気的特性試験 2. 単体試験		5. (1) 無線装置に準ずる。		5. (1) 無線装置に準ずる。	
B	(1) 電源投入・遮断				様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
A	(2) 機能試験				様式1-4	機能組合せ試験IIIにより実施する。	
(4) 空中継設備	B	1. 構造・性能試験	・スリーブアンテナ ・ブラウンアンテナ ・ホイップアンテナ ・3素子折返し型ハーフアンテナ ・5素子折返し型ハーフアンテナ ・8素子折返し型ハーフアンテナ ・広帯域3素子ハーフアンテナ ・広帯域5素子ハーフアンテナ ・広帯域8素子ハーフアンテナ 12dB以上	2dB以上 2dB以上 8dB以上 11dB以上 13dB以上 6dB以上 9dB以上	製造者の規格値の範囲内であることを。 なお、空中線絶対利用については、管理基準値の範囲内であることを。		製造者の試験成績書により確認する。
(5) 機能組合せ試験III		1. システム機能					※機能組合せ試験III
A	(1) 制御機能試験 (2) 表示機能試験 (3) 気泡試験			監視操作設備からの制御情報が放流警報装置に送出され、サイレン吹鳴等の動作が行われること。 操作卓等に放流警報装置及び無線中継装置の制御結果等が表示されること。 システムに定められたフォーマットに従つて制御結果が印字されること。	操作卓等からの制御指示によって放流警報装置が正常に動作すること。 操作卓等への表示出力が正常であること。 プリンタへの印字出力が正常であること。	操作卓等からの制御指示によって放流警報装置が正常に動作すること。	放流警報設備としてシステムを構成する装置を組合せて行う試験である。
6. C C T V 設備	A	1. 電気的特性試験 2. 単体試験		1. (1) データ処理装置に準ずる。	1. (1) データ処理装置に準ずる。		
(1) C C T V 装置	B	(1) 電源投入・遮断				様式1-4	電源の投入・遮断を行う。
A	(2) 機能試験					様式1-4	カメラ装置とC C T V操作卓を組合せて試験を行う。
7. 電源設備				短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電原ランプが点灯・消灯すること。 接続図書に示された次の動作を確認すること。 ①カメラ電源のON/OFF ②ワイペのON/OFF ③投光器のON/OFF ④ズーミングの望遠/広角 ⑤フオーカスの遠/近 ⑥水平・垂直旋回の左/右、上/下			
(1) U P S 電源装置						様式1-4	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4. U P S 電源装置に基づき実施する。
(2) 小型U P S 電源装置	B					様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管管理御御システム (製作)	B		結果一覽表によるもの	点検表によるもの	測定結果成績書により確認する。	様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。
(3) 雷トラップ シス			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(4) 直流電源装置 [DC12V]			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(5) 直流電源装置 [DC24V]			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(6) 太陽電池 電源装置	B		製造者の規格値の範囲内であること。		測定結果成績書により確認する。	様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。
(7) 蓄電池			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
8. 計測設備	A	1. 機構動作試験			ブーリー、指示記録部等の機構動作を確認する。	様式1-4	
(1) フロート式水位計 (ボルタ式)		2. 電気的特性試験					
(2) フロート式水位計 (ジャラ式)	B	(1) 絶縁抵抗試験		測定値が $3\text{ M}\Omega$ 以上であること。	管体と電源端子間の絶縁抵抗を 250 V メガで確認する。	様式1-4	
(3) フロート式水位計 (ジャラ式)	B	(2) 電源電圧変動試験		定格電圧の $\pm 10\%$ で正常に動作すること。	入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	様式1-4	
(4) フロート式水位計 (水研62型)	B	(3) 消費電流測定		承諾図書に示された定格最大値以下であること。	定常状態において消費電流を測定する。	様式1-4	
		3. 単体試験					
A	(1) 精度試験	①オフセットシヨ式 : $\pm 1.0\%$ (F S) ②シンクロ式 : $\pm 1.0\%$ (F S) ③デジタル式 : $\pm 1.0\text{ cm}$ (本体機構部の精度) ④水研62型 : $\pm 1.0\text{ cm}$ (本体機構部の精度)		管理基準値に示す測定精度を有していること。	様式1-4	ブーリーの回転で与えられる入力に対する出力精度を確認する。	
	A (2) 整機動作試験			入力値が設定した上下限値に達したとき正しく動作すること。	警報動作を確認する。	様式1-4	(警報接点付の場合)
(5) 静電容量 式水位計	B	1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	8. (1) フロート式水位計に準ずる。		
		2. 単体試験					
	A	(1) 精度試験	$\pm 1.0\%$ (F S)	管理基準値に示す測定精度を有していること。	様式1-4	概算入力に対する出力精度を確認する。	
(6) 圧力式水位計 (半導体式)	B	1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	8. (1) フロート式水位計に準ずる。		
(7) 圧力式水位計 (ボルタ式)		2. 単体試験					

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管管理御御システム (製作)	B		結果一覽表によるもの	点検表によるもの	測定結果成績書により確認する。	様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。
(3) 雷トラップ シス			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(4) 直流電源装置 [DC12V]			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(5) 直流電源装置 [DC24V]			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
(6) 太陽電池 電源装置	B		製造者の規格値の範囲内であること。		測定結果成績書により確認する。	様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。
(7) 蓄電池			施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置にに基づき実施する。				
8. 計測設備	A	1. 機構動作試験			ブーリー、指示記録部等の機構動作を確認する。	様式1-4	
(1) フロート式水位計 (ボルタ式)		2. 電気的特性試験					
(2) フロート式水位計 (ジャラ式)	B	(1) 絶縁抵抗試験		測定値が $3\text{ M}\Omega$ 以上であること。	管体と電源端子間の絶縁抵抗を 250 V メガで確認する。	様式1-4	
(3) フロート式水位計 (ジャラ式)	B	(2) 電源電圧変動試験		定格電圧の $\pm 10\%$ で正常に動作すること。	入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	様式1-4	
(4) フロート式水位計 (水研62型)	B	(3) 消費電流測定		承諾図書に示された定格最大値以下であること。	定常状態において消費電流を測定する。	様式1-4	
		3. 単体試験					
A	(1) 精度試験	①オフセットシヨ式 : $\pm 1.0\%$ (F S) ②シンクロ式 : $\pm 1.0\%$ (F S) ③デジタル式 : $\pm 1.0\text{ cm}$ (本体機構部の精度) ④水研62型 : $\pm 1.0\text{ cm}$ (本体機構部の精度)		管理基準値に示す測定精度を有していること。	様式1-4	ブーリーの回転で与えられる入力に対する出力精度を確認する。	
	A (2) 整機動作試験			入力値が設定した上下限値に達したとき正しく動作すること。	警報動作を確認する。	様式1-4	(警報接点付の場合)
(5) 静電容量 式水位計	B	1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	8. (1) フロート式水位計に準ずる。		
		2. 単体試験					
	A	(1) 精度試験	$\pm 1.0\%$ (F S)	管理基準値に示す測定精度を有していること。	様式1-4	概算入力に対する出力精度を確認する。	
(6) 圧力式水位計 (半導体式)	B	1. 電気的特性試験		8. (1) フロート式水位計に準ずる。	8. (1) フロート式水位計に準ずる。		
(7) 圧力式水位計 (ボルタ式)		2. 単体試験					

管 理 方 式		測 定 個 所 標 準 図	摘 要
工 種	分 類	管 理 基 準 値 (mm)	管 理 基 準 値 によるもの 結果一覧表
(8) 壓力式水位計(差動カバ式)	A (1) 精度試験	①半導体式 : $\pm 0.2\%$ (F S) ②セラミック式 : $\pm 0.5\%$ (F S) ③差動カバ式 : $\pm 0.25\%$ (F S) 但し 0.8m以下は $\pm 0.5\%$ (F S) ④水晶式 : $\pm 0.05\%$ (F S)	管理基準値に示す測定精度を有していること。 様式 1-4 入力(検出器正力)の変化に対する出力精度を確認する。
(9) 壓力式水位計(水晶式)	A (10) 測定柱式	1. 機構動作試験 2. 電気的特性試験 3. 耐圧試験 4. 単体試験	機構動作を確認する。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。 機構基準による。 8.(1) フロートの変化に対する出力精度を確認する。
水管管理御御システム(製作)	A (1) 精度試験	1.0cm	機構動作による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。 機構基準による。 8.(1) フロートの変化に対する出力精度を確認する。
(10) 超音波式水位計	B (1) 電気的特性試験 2. 単体試験		電気的特性試験に準ずる。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
	A (1) 送受信回路試験 A (2) 精度試験		送受信回路試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
(11) 電波式水位計	B (1) 電気的特性試験 2. 単体試験		電気的特性試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
	A (1) 送受信回路試験 A (2) 精度試験		送受信回路試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
(12) 電磁式流量計	B (1) 電気的特性試験 A (2) 精度試験	1.0 cm	電気的特性試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
	A (1) 送受信回路試験 A (2) 精度試験		送受信回路試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
(13) 電磁式流量計	B (1) 電気的特性試験 A (2) 精度試験 3. 単体試験		電気的特性試験による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。 機構基準による。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
	A (1) 精度試験 A (2) 耐圧試験 A (3) 単体試験		①流速 1m/s未満 : $\pm 1.0\%$ (F S) ②流速 1m/s以上 : $\pm 0.5\%$ (F S)
			管理基準値に示す測定精度を有していること。 8.(1) フロート式水位計に準ずる。
			試験流量に対する出力精度を確認する。

項 目	管 理 基 準 値 (mm)	測 定 基 準
(8) 壓力式水位計(差動カバ式)	①半導体式 : $\pm 0.2\%$ (F S) ②セラミック式 : $\pm 0.5\%$ (F S) ③差動カバ式 : $\pm 0.25\%$ (F S) 但し 0.8m以下は $\pm 0.5\%$ (F S) ④水晶式 : $\pm 0.05\%$ (F S)	管理基準値に示す測定精度を有していること。
(9) 壓力式水位計(水晶式)		
(10) 測定柱式		
(11) 超音波式水位計		
(12) 電波式水位計		
(13) 電磁式流量計		

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定期間	測定期間	摘要
水管管理御御システム(製作)	(14)超音波式流量計(管路用)	B 1. 電気的特性試験		8.(1)フロート式水位計に準ずる。	結果一覧表によるもの	点検表によるもの	
		2. 単体試験				8.(1)フロート式水位計に準ずる。	
	(15)超音波式流量計(開渠用)	A (1)送受信回路試験	製造者基準による。		様式1-4	送受信回路各部の波形、ヘルス幅を確認する。	(開渠用の場合)
		A (2)水立模擬入力試験	製造者基準による。		様式1-4	擬似入力(反射板等)に対する水位計部の出力精度を確認する。	
		A (3)演算機能動作試験	製造者基準による。		様式1-4	擬似信号に対する所定の流量演算動作を確認する。	
		A (4)精度試験	①管路用 口径250mm以下: ±1.0% (RD) (1側線で流速2.0m/s以上の時) 口径300mm以上: ±1.0% (RD) (1側線で流速0.8m/s以上の時) ②開渠用: ±3.0% (FS) (流速1m/s以上の時)	管理基準値に示す測定精度を有していること。	様式1-4	試験流量に対する出力精度を確認する。	
(16)圧力計	B 1. 電気的特性試験			8.(1)フロート式水位計に準ずる。		8.(1)フロート式水位計に準ずる。	
	A 2. 耐圧試験		製造者基準による。		様式1-4	所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。	
	3. 単体試験				様式1-4	所定圧力に對し漏れ等が無いことを確認する。	
	A (1)精度試験	±0.25% (FS)	管理基準値に示す測定精度を有していること。		様式1-4	入力圧に対する出力精度を確認する。	
(17)雨量・雨雪量計	A 1.機種動作試験		転倒升が水滴入力に対してスマーズに転倒すること。		様式1-4	転倒升の機種動作を確認する。	(雨雪量計の場合のみ)
	B 2.電気的特性試験		8.(1)フロート式水位計に準ずる。		8.(1)フロート式水位計に準ずる。 なお、(2)電源電圧変動試験は除く。		
	3. 単体試験				様式1-4	雨量計滴入力に対する出力精度を確認する。	
	A (1)精度試験	±3.0mm (100mm当り)	管理基準値に示す測定精度を有していること。		様式1-4	気象庁検定品であることを確認する。	
	A 4.気象庁検定品の確認		気象庁検定証が添付されていること。		様式1-4	雨量計滴入力に対する出力精度を確認する。	
9.総合組合せ試験	1. 総合組合せ試験				様式1-4	管理所側の操作卓からとの制御指令によつて各施設に対して正常に制御出力されるとともに、その制御結果が表示・印字されることを確認する。	※総合組合せ試験
	A (1)制御・操作		システムにより定められた制御及びその結果の表示・印字が正常に行われるること。		様式1-4	各施設に故障や異常が発生した時、管理所側の表示・警報、印字が正常に行われるることを確認する。	設備全体を組合せてソフトウェア機能の確認を含めてを行う全体の組合せ試験。
	A (2)表示・警報		システムにより定められた表示文字、表示色が点灯し、ベル、ブザー等の警報表示、ディスプレイ表示(表示記録端末装置)、プリンタ印字が正常に行われること。		様式1-4		

管 理 方 式	測 定 個 所 標 準 図	摘 要
結果一覧表によるもの によるもの	点検表 様式1-4	各施設からの計測データが管理所側の数値表示器、表示記録端末装置、プリンタなどに指示あるいは印字が正常に行われることを確認する。
電源異常が発生した時、管理所側で警報・表示すること。 また、復電時には再起動することを確認する。	様式1-4	

工 種	分 類	項 目	管 理基準値 (mm)	測 定 基 準
	A	(3) 計 測		システムにより定められた項目の指示、印字 が正常に行われること。
水管 管理 制御 システム (製作)	A	(4) 電源異常 処理		システムにより定められた表示・警報が行わ れること。 また、復電時には予め定められた動作を行 うこと。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
1. 情報処理設備	1. 単体試験			結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
(1) データ処理装置	B (1) 電源投入・遮断			短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。		様式1-4	電源の投入・遮断を行う。
(2) 補助記憶装置	A (2) 機能試験			承諾図書に示された機能をシステムとして満足していること。		様式1-4	機能組合せ試験 Iにより実施する。
(3) 入出力処理装置							
(4) 表示記録端末装置							
(5) フリント							
(6) 機能組合せ試験 I	1. ソフトウェア機能概要			仕様書及び承諾図書に規定された動作を、管理項目表にしたがって確認すること。 ソフトウェアの機能確認は、単機能でチェックせず、システム機能として捉える。 なお、順序は次のとおりとする。 システムにより定められたデータ収集が正常に行われるること。		様式1-4	自動または手動でデータ収集機能に対し、次の処理が正常に行われるのこと。 ・検定処理
						様式1-4	次の処理により収集データを表示及び印字用データに処理されること。 ・入力処理 ・演算処理 ・編集処理 ・ファイル処理
	A (1) データ収集					様式1-4	プリントへの印字出力、表示記録端末装置、操作卓、監視盤、大型表示装置、警報表示盤への表示出力が正常であることを。
	A (2) データ処理			システムにより定められた演算処理、編集処理、ファイル処理が正常に行われること。		様式1-4	操作卓からの制御指令によって、現場設備に対し正常に制御出力されること。また、制御結果を確認すること。
	A (3) 表示・印字処理			所定フォーマットへの印字、表示が正常に行われるること。		様式1-4	装置の異常を常に監視し、定められた表示、印字を行う。 〔パリティエラー、ウォッチドッグタイマ（オーバータイム）電源異常等〕
	A (4) 制御			システムにより定められた制御及び結果の表示が正常に行われること。		様式1-4	システムの状態を常に監視し、定められた表示、印字を行う。 〔回線断、データ異常（範囲）、波滯、タイムアウト等〕
	(5) 異常処理			システムにより定められた表示及び印字が正常に行われるること。		様式1-4	停電させた後、復電させた後、復電させた動作を行うこと。
	①装置異常						
	②システム異常						
	③停電・復電機能						

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管網御システム(据付)	1. 単体試験			結果一覧表によるもの	点検表によるもの		管理項目表の機能を満足していること。
(1) データ処理装置	B (1) 電源投入・遮断			短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。		様式1-4	電源の投入・遮断を行う。
(2) 補助記憶装置	A (2) 機能試験			承諾図書に示された機能をシステムとして満足していること。		様式1-4	機能組合せ試験 Iにより実施する。
(3) 入出力処理装置							
(4) 表示記録端末装置							
(5) フリント							
(6) 機能組合せ試験 I	1. ソフトウェア機能概要			仕様書及び承諾図書に規定された動作を、管理項目表にしたがって確認すること。 ソフトウェアの機能確認は、単機能でチェックせず、システム機能として捉える。 なお、順序は次のとおりとする。 システムにより定められたデータ収集が正常に行われるること。		様式1-4	自動または手動でデータ収集機能に対し、次の処理が正常に行われるうこと。 ・検定処理
						様式1-4	次の処理により収集データを表示及び印字用データに処理されること。 ・入力処理 ・演算処理 ・編集処理 ・ファイル処理
	A (1) データ収集					様式1-4	プリントへの印字出力、表示記録端末装置、操作卓、監視盤、大型表示装置、警報表示盤への表示出力が正常であることを。
	A (2) データ処理			システムにより定められた演算処理、編集処理、ファイル処理が正常に行われること。		様式1-4	操作卓からの制御指令によって、現場設備に対し正常に制御出力されること。また、制御結果を確認すること。
	A (3) 表示・印字処理			所定フォーマットへの印字、表示が正常に行われるること。		様式1-4	装置の異常を常に監視し、定められた表示、印字を行う。 〔パリティエラー、ウォッチドッグタイマ（オーバータイム）電源異常等〕
	A (4) 制御			システムにより定められた制御及び結果の表示が正常に行われること。		様式1-4	システムの状態を常に監視し、定められた表示、印字を行う。 〔回線断、データ異常（範囲）、波滯、タイムアウト等〕
	(5) 異常処理			システムにより定められた表示及び印字が正常に行われるること。		様式1-4	停電させた後、復電させた後、復電させた動作を行うこと。
	①装置異常						
	②システム異常						
	③停電・復電機能						

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定期間	測定期間	摘要
水管設備	監視操作	1. 単体試験		結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
(1) 操作卓	B	(1) 電源投入・遮断			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 制御動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(3) 表示計測動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(4) 異常処理動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
(2) 監視盤 (グラフィックパネル、ミニグラフィックペネル)		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
(3) 大型表示装置		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験			様式1-4	総合組合せ試験により実施する。	
(4) 警報表示盤		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 表示計測動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(3) 異常処理動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
3. 情報伝送設備		1. 単体試験					
(1) テレメータ、テレコントロール装置(TM, TM-TC装置)	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
(2) 網制御装置		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験		N/T 加入回線への接続、切り離しを操作卓の表示灯により確認する。	様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定期間	測定期間	摘要
水管設備	監視操作	1. 単体試験		結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
(1) 操作卓	B	(1) 電源投入・遮断			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 制御動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(3) 表示計測動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(4) 異常処理動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
(2) 監視盤 (グラフィックパネル、ミニグラフィックペネル)		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
(3) 大型表示装置		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験			様式1-4	総合組合せ試験により実施する。	
(4) 警報表示盤		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 表示計測動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	A	(3) 異常処理動作試験			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
3. 情報伝送設備		1. 単体試験					
(1) テレメータ、テレコントロール装置(TM, TM-TC装置)	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
(2) 網制御装置		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A	(2) 機能試験		N/T 加入回線への接続、切り離しを操作卓の表示灯により確認する。	様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管管理御御システム (据付)	(3) データ転送装置	1. 単体試験		結果一覽表によるもの	点検表によるもの		
	B (1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A (2) 機能試験	他装置からの入力データに対応した出力を確認する。			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	(4) 入出力中継装置	1. 単体試験					
	B (1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A (2) 機能試験	入力に対応した出力を確認する。			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	(5) 対係局中継装置	1. 単体試験					
	B (1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A (2) 機能試験	孫局装置からのTM入力に対応した出力又は孫子局装置からのTC入力に対応した出力を確認する。			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	(6) 孫局装置	1. 単体試験					
	B (1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A (2) 機能試験	センサー等からのTM入力に対応した出力又は対係局中継装置からのTC入力に対応した出力を確認する。			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	(7) 設定値制御装置	1. 単体試験					
	B (1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
	A (2) 機能試験	設定された値と制御設備の制御量とが一致する。			様式1-4	機能組合せ試験IIにより実施する。	
	(8) 機能組合せ試験II	1. システム機能					
	A (1) 回路レベル調査	回路図書に示された範囲内であること。			様式1-2	レベルメータ等を使用し、送信、受信レベルの測定を行い確認する。	装置に自動調整機能が有る場合には実施しない。
	A (2) 制御動作試験	操作卓からの手動入力によって、孫局装置又は出入力中継装置に所定の出力があることを確認する。			様式1-4	機器操作信号・設定操作信号を誤りなく受信し出力するこ	回線は実回線を使用し制御対象の実動作はせず信号の入出力の確認を行を模擬的に行う。
	A (3) 表示計測動作試験	孫局装置又は出入力中継装置から模擬的な信号を入力し、所定の表示が点灯することを確認する。			様式1-4	表示信号・計測信号を誤りなく受信し出力することを確認する。	
	A (4) 特殊動作試験	監視操作設備等へ表示出力されているとともに、監視操作設備等から入力信号が子局接続へ出力されていること。			様式1-4	上位システムへのデータ伝送が誤りなく行われることを確認する。	

管 理 方 式		測 定 個 所	標 準 図	摘 要
工 種	分 類	管 理 基 準 (mm)	点 檢 表 によるもの	
水管管理システム (据付)	A	(5) 異常処理動作試験	回線断、制御状態、表示状態が表示されることを実回線で確認する。	様式 1-4 制御回線断・表示回路断を検出し、システム警報処理が誤りなく行われることを確認する。
	A	(6) 保守用通話試験	電話、呼出しが可能なこと。	様式 1-4 制御状態を受信側で検出し、システム警報処理が誤りなく行われることを確認する。
	4. 雨水データレーダ装置	1. 単体試験		通話状況を確認する。
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	(1) 雨水データレーダ装置			
	(2) 放流警報装置			
(1) 放流警報装置	A	1. 単体試験		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
(2) 放流警報装置	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		
(3) サイレン装置	A	(2) 機能試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
(4) 扩声装置	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		
(5) 集音マイク	A	(2) 機能試験		
	A	1. 单体試験		様式 1-4 機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(1) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 单体試験		
(6) 回転灯	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 单体試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 单体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		

工 種	分 類	管 理 基 準 (mm)	測 定 値	基 準
水管管理システム (据付)	A	(5) 異常処理動作試験	回線断、制御状態、表示状態が表示される。	様式 1-4 回線断、表示回路断を検出し、システム警報処理が誤りなく行われることを確認する。
	A	(6) 保守用通話試験	電話、呼出しが可能なこと。	様式 1-4 制御回線断・表示回路断を受信側で検出し、システム警報処理が誤りなく行われることを確認する。
	4. 雨水データレーダ装置	1. 単体試験		通話状況を確認する。
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	(1) 雨水データレーダ装置			
	(2) 放流警報装置			
(1) 放流警報装置	A	1. 単体試験		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
(2) 放流警報装置	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		
(3) サイレン装置	A	(2) 機能試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 単体試験		
(4) 扩声装置	B	(1) 電源投入・遮断		様式 1-4 電源の投入・遮断を行う。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 单体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		
(5) 集音マイク	A	(2) 機能試験		
	A	1. 单体試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(1) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 单体試験		
(6) 回転灯	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 单体試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	B	(1) 電源投入・遮断		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	1. 单体試験		
	B	(1) 電源投入・遮断		

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
水管管理制御システム(据付) 5. 無線設備	A	1. 単体試験	①送信出力 $\oplus 20\%$ ～ $\ominus 50\%$ 70MHz ②周波数許容偏差 1W以下 20×10^{-6} 以内 1W超過 10×10^{-6} 以内 400MHz 1W以下 4×10^{-6} 以内 1W超過 3×10^{-6} 以内 ③スプリアス発射強度 70MHz 1mW以下かつスプリアス比 60dB以下 400MHz 1W以下 $25 \mu W$ (-16dBm) 以下 25W以下 $2.5 \mu W$ (-26dBm) 以下 ④変調周波数特性 ⑤受信感度 ⑥対向S/N	管理基準値の範囲内 であること。	様式 1-2	次のデータについて確認する。 ①送信出力 ②周波数許容偏差 ③スプリアス発射強度 ④変調周波数特性(送信機のみ) ⑤受信感度 ⑥対向S/N	
	A	(1) データの確認					
	A	(2) 通話試験				様式 1-4	各局との通話状態を確認する。
(2) 移動無線装置	B	1. 単体試験				様式 1-4	電源の投入・遮断を行う。
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電原ランプが点灯・消灯すること。		様式 1-2	次のデータについて確認する。 ①送信出力 ②周波数許容偏差 ③スプリアス発射強度 ④変調周波数特性 ⑤受信感度 ⑥対向S/N
	A	(2) データの確認	①送信出力 $\oplus 20\%$ ～ $\ominus 50\%$ 60MHz 1W以下 20×10^{-6} 以内 1W超過 10×10^{-6} 以内 150MHz 1W以下 15×10^{-6} 以内 1W超過 10×10^{-6} 以内 ③スプリアス発射強度 1mW以下かつスプリアス比 80dB以下 ④変調周波数特性 ⑤受信感度 ⑥対向S/N	管理基準値の範囲内 であること。			
	A	(3) 通話試験		対向で音声が明瞭に受話できること。		様式 1-4	各局との通話状態を確認する。
(3) 無線中継装置	B	1. 単体試験				様式 1-4	電源の投入・遮断を行う。
	B	(1) 電源投入・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電原ランプが点灯・消灯すること。		様式 1-4	機能組合せ試験IIIにより実施する。
	A	(2) 機能試験		承諾図書に示された機能を満足する動作が行えること。		様式 1-4	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定基準	測定期所	標準図	摘要
(4) 空中線設備		1. 単体試験		結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
A	(1) 機能試験	制御及び伝送データに誤りがないこと。			様式1-4	機能組合せ試験IIIにより実施する。	
(5) 機能組合せ試験III	1. システム機能	(1) 制御機能試験	監視操作設備からの制御情報が放流警報装置に出入力され、サイレン吹鳴等の動作が行われること。		様式1-4	操作卓等からの制御指示によつて放流警報装置が正常に動作すること。	
A	(2) 表示機能試験	操作卓等に放流警報装置及び無線中継装置の制御結果が表示されること。			様式1-4	操作卓等への表示出力が正常であること。	
A	(3) 記録試験	システムに定められたフォーマットに従つて制御結果が印字されること。			様式1-4	プリンタへの印字出力が正常であること。	
6. C C T V 設備	1. 単体試験						
B	(1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
A	(2) 画像確認	モニタTVに画像が鮮明に映ること。			様式1-4	カメラ装置とC C T V操作卓を組合せて画像の確認を行う。	
A	(3) テレコントロール機能の確認	取扱説明書に示された次の動作を確認すること。 ①カメラ電源のON/OFF ②ワイヤのON/OFF ③投光器のON/OFF ④スームングの望遠/広角 ⑤フォーカスの遠/近 ⑥水平・垂直旋回の左/右、上/下			様式1-4	カメラ装置とC C T V操作卓を組合せて試験を行う。	
7. 電源設備							
(1) U P S電源装置							
(2) 小型UPS	A				様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。	
電源装置							
(3) 耐雷トランジスタ	A				様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。	
(4) 直流電源装置							
(5) 直流電源装置[DC24V]							
(6) 太陽電池電源装置	1. 電気的特性試験	施設機械工事等施工管基準、第8章電気設備機械工事等施工管基準、第8章電気設備、2. 直流電源装置及びU P S電源装置に基づき実施する。			様式1-2	出力電圧を測定する。	
A	(1) 電圧測定	製造者の基準値以内であること。			様式1-2	出力電流を測定する。	
A	(2) 電流測定	製造者の基準値以内であること。					

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定期所	標準図	摘要	
(4) 空中線設備		1. 単体試験		結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
A	(1) 機能試験	制御及び伝送データに誤りがないこと。			様式1-4	機能組合せ試験IIIにより実施する。	
(5) 機能組合せ試験III	1. システム機能	(1) 制御機能試験	監視操作設備からの制御情報が放流警報装置に出入力され、サイレン吹鳴等の動作が行われること。		様式1-4	操作卓等からの制御指示によつて放流警報装置が正常に動作すること。	
A	(2) 表示機能試験	操作卓等に放流警報装置及び無線中継装置の制御結果が表示されること。			様式1-4	操作卓等への表示出力が正常であること。	
A	(3) 記録試験	システムに定められたフォーマットに従つて制御結果が印字されること。			様式1-4	プリンタへの印字出力が正常であること。	
6. C C T V 設備	1. 単体試験						
B	(1) 電源投入・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。			様式1-4	電源の投入・遮断を行う。	
A	(2) 画像確認	モニタTVに画像が鮮明に映ること。			様式1-4	カメラ装置とC C T V操作卓を組合せて画像の確認を行う。	
A	(3) テレコントロール機能の確認	取扱説明書に示された次の動作を確認すること。 ①カメラ電源のON/OFF ②ワイヤのON/OFF ③投光器のON/OFF ④スームングの望遠/広角 ⑤フォーカスの遠/近 ⑥水平・垂直旋回の左/右、上/下			様式1-4	カメラ装置とC C T V操作卓を組合せて試験を行う。	
7. 電源設備							
(1) U P S電源装置							
(2) 小型UPS	A				様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。	
電源装置							
(3) 耐雷トランジスタ	A				様式1-4	製造者の試験成績書により確認する。	
(4) 直流電源装置							
(5) 直流電源装置[DC24V]							
(6) 太陽電池電源装置	1. 電気的特性試験	施設機械工事等施工管基準、第8章電気設備機械工事等施工管基準、第8章電気設備、2. 直流電源装置及びU P S電源装置に基づき実施する。			様式1-2	出力電圧を測定する。	
A	(1) 電圧測定	製造者の基準値以内であること。			様式1-2	出力電流を測定する。	
A	(2) 電流測定	製造者の基準値以内であること。					

管 理 方 式	結果一覧表によるもの	点検表によるもの	測 定 個 所 標 準 図	摘 要
様式1-4				
様式1-4	電源の投入・遮断を行う。			
様式1-4	調整した結果を測水標又は目視により確認する。			
様式1-2				
様式1-4	電源の投入・遮断を行う。			
様式1-4	流れが無い時の0点調整を確認する。			

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準
(7)蓄電池				施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備 規格、2.直流電源装置及びUPS電源装置に基づき実施する。
8.計測設備		1. 単体試験		
(1) フロート式水位計 (アカ式)	B	(1) 電源投入 ・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。
(2) フロート式水位計 (シクロ式)	A	(2) 調整試験		0点に調整されていること。
(3) フロート式水位計 (ビブ式)				測定値が現在水位に合致していること。
(4) フロート式水位計 (ホルダ型)				
(5) 静電容量式水位計				
(6) 圧力式水位計 (半導体式)				
(7) 圧力式水位計 (セミシグ式)				
(8) 圧力式水位計 (差動トランス式)				
(9) 圧力式水位計 (水晶式)				
(10) 測定柱式水位計				
(11) 超音波式水位計				
(12) 電波式水位計				
(13) 電磁式流量計		1. 単体試験		
(14) 超音波式流量計 (管路用)	B	(1) 電源投入 ・遮断		短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。
(15) 超音波式流量計 (開渠用)	A	(2) 調整試験		0点に調整されていること。

工種	分類	項目	管理基準 (mm)	測定基準	測定個所	標準図	摘要
(16)圧力計		1. 単体試験		結果一覧表によるもの	点検表によるもの		
水管 管理 制御 システム (据付)	B	(1) 電源投入 ・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。		
	A	(2) 調整試験	0点に調整されていること。	様式1-4	圧力が無い時の0点調整を確認する。		
(17)雨量・雨 雪量計		1. 単体試験					
	B	(1) 電源投入 ・遮断	短絡・接地の保護部が動作しないこと。 電源ランプが点灯・消灯すること。	様式1-4	電源の投入・遮断を行う。		
	A	(2) 調整試験	温度設定用のサーモスイッチが設定温度で動作すること。	様式1-4	転倒升が正常に動作することを確認する。		
9. 試験		1. 絶縁抵抗 測定	一定量の水を入れて転倒升が1mmカウントするこ と。	様式1-2	施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4. 試験に準 する。		
		2. 接地抵抗 測定	転倒升の動作により接点信号が出力されるこ と。	様式1-2	電源及び現地施工の入出力ケーブルの絶縁抵抗を測定する。 ただし、装置間ケーブルは除く。		
		3. 総合組合 せ試験		様式1-2	接地種別毎の接地抵抗値を測定する。		
	A	(1) 制御・操 作		様式1-4	管理所側の操作卓からの制御指令によって各施設に對して 正常に制御されるとともに、その制御結果が表示・印 字されることを確認する。		
	A	(2) 表示・警 報	システムにより定められた表示文字、表示色 の表示・印字が正常に行われるること。	様式1-4	各施設に故障や異常が発生した時、管理所側の表示・警報、 印字が正常に行われるることを確認する。		
	A	(3) 計測	システムにより定められた項目の指示、印字 が正常に行われるること。	様式1-4	各施設から計測データが管理所側の数値表示器、表示記録 端末装置やプリンタなどに指示あるいは印字が正常に行われ ることを確認する。		
	A	(4) 電源異常 処理	システムにより定められた表示・警報が行わ れること。 また、復電時には予め定められた動作を行 うこと。	様式1-4	電源異常が発生した時、管理所側で警報・表示すること。 また、復電時には再起動することを確認する。		
	A	4. 総合試運 転	総合組合せ試験後、親局設備より手動、設定 値、自動制御等の遠隔、遠方操作又は各種設 定値条件を入力し、子局設備の動作が正常で あること。	様式1-4	子局設備の動作が正常であることを確認する。		
						※総合試運転 水管設備と 関連施設を含 めて行う動作 確認試験。	